



11環第581号

平成12年1月19日

通商産業大臣 深谷 隆司 様

高知県知事 橋本 大二郎



太平洋セメント土佐工場発電所3号発電設備建設計画
に係る環境影響評価方法書について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の7の規定による意見は下記のとおりです。

なお、電気事業法第46条の8の規定に基づき、事業者に対し勧告をするに当たっては、環境の保全についての本件意見の内容が十分に勧案されますようよろしく御配慮下さい。

記

1. 環境影響評価の項目について

- (1) 燃料として使用する石炭の性状を十分把握したうえで、ばいじんにおける重金属等微量物質の挙動を調査し、その環境影響の程度によっては、重金属等微量物質について環境影響評価項目に追加すること。
- (2) 対象事業実施区域周辺の海域には、重要な種（ハクセンシオマネキ及びシオマネキ等）が確認されていることから、温排水の拡散の特性及び流況特性を十分把握したうえで、その環境影響の程度によっては、海生生物について環境影響評価項目に追加すること。

2. 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法について

- (1) 計画地周辺の比較的良好な大気環境が今後とも維持されるよう、大気汚染物質については、環境負荷の少ない燃焼技術・排出ガス処理技術の積極的導入、維持管理の徹底等により方法書記載の計画値から一層削減するよう努めること。

また、3号発電設備における対策に加え、既施設において排出抑制対策を講じることによりセメント工場全体から発生する大気汚染物質排出量の削減について考慮した調査、予測及び評価の手法を選定すること。

- (2) 発電所予定地周辺海域の浦戸湾は、COD（化学的酸素要求量）に係る環境基準が未達成であるため、排水基準の上乗せの実施等の対策が行われている閉鎖性の海域であることから、本発電所からの排水の処理については、高度の処理施設を設置し、適正に運転管理するほか、処理水の循環利用を図ることにより、3号発電設備の稼働に伴い発生する新たな水質汚濁負荷量を方法書記載の計画値から一層削減するよう努めること。
- (3) 大気質に係る現地調査の地点については、地域の土地利用、発生源分布、地形、風向等物質の拡散及び地域の特性を踏まえた適切な地点を選定すること。
- (4) 高知港を隔て、計画地のほぼ北側に近接して県立高校が位置していることから、騒音の調査、予測に当たっては、調査の地点及び時期並びに評価の地点及び時期を適切に設定すること。
- (5) 燃料として石炭を利用することにより多量の二酸化炭素が排出されることから、3号発電設備における対策に加え、既施設において排出抑制対策を講じることによりセメント工場全体から発生する二酸化炭素排出量の削減について考慮した予測、評価の手法を選定すること。